令和9･10年度
茨城県南水道企業団　競争入札参加資格審査申請について

令和９・１０年度において、茨城県南水道企業団が行う競争入札に参加を希望される者の資格審査に係る受付を下記のとおり行います。当企業団の競争入札に参加できる者は、資格審査の結果、競争入札参加者名簿に登載された者に限られます。

１．有効期間　　令和９・１０年度（令和９年４月１日～令和１１年３月３１日）

２．受付期間　　令和８年１１月１日（日）～１１月３０日（月）まで

３．申請方法　　〇インターネットを利用した電子申請　※書面による申請の受付はできません。

【電子申請サイト】BID-ENTRY 入札参加資格審査申請システム
https://bid-entry.com/　※サポート窓口土日休業

４．システム利用料　　１申請につき１，９８０円（税込）

お支払いはクレジットカード、コンビニ払い、ペイジー（銀行振込サービス）のいずれかとなります。システム内に支払画面が表示されます。当企業団への直接の支払いはできません。お支払いは受付期間内に完了してください。申請書類は入金確認後に受付となります。

５．申請業種区分

Ⅰ．建設工事関係
Ⅱ．測量・建設コンサルタント関係
Ⅲ．物品製造等、役務提供、その他
※複数業種で申請をされる場合はそれぞれシステム利用料がかかります。

６．資格要件

次のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができません。

（１）契約を締結する能力を有しない者及び破産者で、申請日の前日までに復権を得ない者
（２）当企業団の入札又は契約に関し、地方自治法施行令第１６７条の４第２項(自治令第 167 条の 11 第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく入札参加制限を受けた者で、当該事実の後２年を経過していない者
（３）銀行取引停止を受ける等経営状態が著しく不健全であると認められた者
（４）入札参加資格審査に係る申請書等において重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
（５）納付すべき税（市町村税、県税、法人税（法人の場合)、所得税（個人の場合)、消費税及び地方消費税）に未納がある者(分納中の場合を含む。）
（６）暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
（７）ア　建設工事にあっては、経営事項審査を受けていない者
イ　建設工事にあっては、社会保険（健康保険、厚生年金保険）及び雇用保険に未加入の者（保険の適用除外者を除く。）

※社会保険、健康保険、厚生年金保険の加入状況については経営規模等評価結果通知書等の「その他の審査項目（社会性等）」欄を用いて審査をするものとする。

（８）審査基準日現在で、営業に関し、法律上必要とする許可、認可又は登録等を受けていない者

７．名簿の公表

有資格者業者名簿については、当企業団ホームページで公表します。したがって、当該公表を拒否する者の申請は一切受け付けず、申請書が提出された時は、当該公表に同意したものとみなします。

名簿には、商号又は名称、住所、登録業種及び格付け等が掲載されます。

８．資格審査申請書の変更届について

資格審査申請書及びその添付書類を提出後、次の事項に変更があった場合は、変更届に変更事項を証明できる書類を添えて電子申請すること。※紙での変更申請、郵送の受付はできません。

（１）商号または名称
（２）代表者の氏名・役職名
（３）所在地
（４）本社の電話番号
（５）受任者の氏名・役職名
（６）営業所の名称
（７）営業所の所在地
（８）営業所の電話番号
（９）営業に関し、法律上必要とする許可、認可又は登録等
(10) 資本金
(11) 実印又は使用印鑑
(12) 営業に関し、法律上必要とする許可、認可又は登録等の取消し又は失効
(13) 営業の停止
(14) 営業の休止又は廃止

経営事項審査の有効期間は、審査基準日から１年７か月です。したがって、申請書に添付した経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の有効期間が満了する前に、新たな経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を提出してください。尚、提出が無い場合は有効期間が切れた状態と判断され、競争入札参加資格が無くなる場合がありますので、十分注意してください。

９．手続きの流れ

(1) 書類作成　　企業団ホームページから提出書類をダウンロードして作成します。納税証明書等を用意します。

(2) 利用者登録　BID－ENTRY 入札参加資格審査システムで利用者登録をします。

(3) 申請・支払　BID－ENTRY へ提出書類をアップロードして申請します。申請後利用料の支払いをお願いします。

(4) 補正　　企業団の審査に問題が無ければ「承認」メールが届きます。不備の場合は「差し戻し」メールが届きます。

(5) 名簿の公開　「差し戻し」の場合は修正後再度提出します。「承認」となった場合にのみ当企業団の業者名簿に登録となります。申請結果については当企業団ホームページに名簿が公表されます。ホームページへの公表は有効期間開始の概ね１箇月前（令和 9 年 3 月頃）となります。

《申 請 書 類 一 覧》

Ⅰ．建設工事関係

申　請　書　類		区分	様式	備　　考
◎	②工事経歴書	写可	様式２	直前２年分
○	③営業所一覧表	写可	様式３	本社扱い又は営業所がない場合は不要
◎	④経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書	写可	定形	審査基準日が申請書を提出する日から１年７ヵ月以内のもので、名簿登録予定日に有効のもの 結果通知書が届いていない場合は、受付印のある「経営事項審査完了票（写し）」を提出し、通知書到着後、速やかに提出すること
◎	⑤技術者経歴書及び技術職員名簿	写可	様式４ 様式５	水道施設工事業の登録技術者は、各資格者証の写しを必ず添付すること
◎	⑥建設業許可証明書の写しまたは 建設業許可通知書の写し	写可	定形	建設業許可証明書の写しは申請日以前３ヶ月以内のもの 建設業許可通知書の写しは有効期間が申請日現在有効であるもの
◎	⑦登記事項証明書（全部事項証明書謄本）	写可	定形	個人にあっては、身分証明書
◎	⑧納税証明書	写可	定形	申請日以前３ヶ月以内の証明日のもの（下記注意事項３参照）
○	⑨委任状	原本	自社	年間委任をする場合
◎	⑩印鑑証明書	写可	定形	申請日以前３ヶ月以内の証明日のもの
◎	⑪使用印鑑届	原本	自社	

Ⅱ．測量・建設コンサルタント関係

申　請　書　類		区分	様式	備　　考
◎	②測量等実績調書	写可	様式２	直前２年分
○	③営業所一覧表	写可	様式３	本社扱い又は営業所がない場合は不要
◎	④技術者経歴書	写可	様式４	
◎	⑤商業登記簿謄本（全部事項証明書謄本）	写可	定形	個人の場合は、身分証明書
○	⑥許可、認可又は登録等証明書	写可	定形	営業上必要とする場合

◎	⑦財務諸表類	写可	自社	直前１年分
※	⑧現況報告書	写可	定形	建設コンサルタント、地質調査業者及び補償コンサルタントの測量等に係る申請書類については、⑧の提出がある場合⑤⑥⑦の提出は不要とする
◎	⑨納税証明書	写可	定形	申請日以前３ヶ月以内の証明日のもの（下記注意事項３参照）
○	⑩委任状	原本	自社	年間委任をする場合
◎	⑪印鑑証明書	写可	定形	申請日以前３ヶ月以内の証明日のもの
◎	⑫使用印鑑届	原本	自社	

Ⅲ．物品製造等、役務提供、その他

申　請　書　類		区分	様式	備　　考
◎	②営業経歴書	写可	様式２	自社様式可
○	③営業所一覧表	写可	様式３	本社扱い又は営業所がない場合は不要
◎	④商業登記簿謄本（全部事項証明書謄本）	写可	定形	個人の場合は、身分証明書
○	⑤許可、認可又は登録等証明書	写可	定形	営業上必要とする場合
◎	⑥財務諸表類	写可	自社	直前１年分
◎	⑦納税証明書	写可	定形	申請日以前３ヶ月以内の証明日のもの（下記注意事項３参照）
○	⑧代理店・特約店証明書	写可	定形	
○	⑨取扱品目一覧	写可	自社	
○	⑩委任状	原本	自社	年間委任をする場合
◎	⑪印鑑証明書	写可	定形	申請日以前３ヶ月以内の証明日のもの
◎	⑫使用印鑑届	原本	自社	

注１　「◎」印は必ず提出するもの、「○」印は該当するときに提出するもの、「※」印は任意で提出するものです。

２　申請書の様式は、上記申請書類一覧の様式に従って提出してください。ただし、全国統一様式（国土交通省の様式も含）も可とします。

３　納税証明書は、次のものを添付してください。

（１）法人

①国税　　法人税、消費税及び地方消費税＝全社（様式その３の３）

②県税　　茨城県が課税する全項目＝茨城県内に本店、支店又は営業所等がある者（県様式）

③市町税　法人市町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税＝当企業団構成市町（龍ケ崎市、取手市、牛久市、利根町）に本店、支店又は営業所等がある者

※設立間もない法人でまだ課税されていない者は、法人の設立等に関する申告書の写しを提出すること。

（２）個人

①国税　　所得税、消費税及び地方消費税＝全社（様式その３の２）
②県税　　茨城県が課税する全項目＝茨城県内に本店、支店又は営業所等がある者（県様式）
③市町税　市町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税＝当企業団構成市町（龍ケ崎市、取手市、牛久市、利根町）に本店、支店又は営業所等がある者

＜お問い合わせ先＞　茨城県南水道企業団　総務課管財係
℡０２９７－６６－５１３１㈹
ホームページ　　https://www.ibananww.ne.jp/
メールアドレス　soumu@ibananww.ne.jp